

# 案内図



(公財) 東京都道路整備保全公社  
施工能力審査型総合評価方式（試行）

公 表 事 項

工 事 件 名

電線共同溝設置工事（30都道318－南千束3工区）

平成31年3月

(公財) 東京都道路整備保全公社  
道路部みちづくり推進課

この工事は、入札の際に工事価格と施工能力を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式（試行）の工事である。工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満である者は、入札参加を認めない。

## 1 提出資料の様式及び提出方法

入札参加希望者は、工事希望票提出後、指名を受けた場合に次の書類を提出する。

- (1) 技術点申告書
- (2) 配置予定技術者の保有資格証（当該発注工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料
- (3) 当該工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として係わったことができる一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（以下「CORINS」という。）の登録内容確認書（技術データ含む。）の写し
- (4) 入札参加希望者の当該業種（一般土木工事）における直近 3 件まで（注 1）の工事成績評定通知書（公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）及び東京都の発注工事（局発注、公営企業局発注を含む。）で、基準日（注 2）の 5 年 3 か月前の日から 5 年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。）の写し

（注 1）「当該業種における直近 3 件まで」とは、期間内に請負った当該業種の工事のうち直近のものから順に 3 件を対象とし、3 件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

なお、工事成績評定を受けていない場合（0 件）でも入札の参加は可能である。

（注 2）「基準日」とは、各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

- (5) 「企業の優良工事表彰」に関する根拠資料

優良工事として表彰された実績は、公社及び東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、贈呈された賞状等の書状の写し

- (6) 「災害協定締結等の締結の有無」に関する根拠資料

災害協定等協定書の写し

- (7) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績」に関する根拠資料

工事実績の写し

## 2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、次の価格点と技術点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

### (1) 價格点の算定方法

価格点の算定は以下のとおりとする。

$$115 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

### (2) 技術点の評価

技術点は、工事成績評価点（13点満点）、企業の優良工事表彰の実績（1点）、配置予定技術者の資格点（3点満点）、配置予定技術者の実績点（2点満点）、災害協定等の締結の実績点（1点）、協力承諾書締結の実績点（1点）、単価契約工事又は緊急施工工事の実績点（1点）とする。

なお、災害協定締結の実績点、協力承諾書締結の実績点、単価契約工事又は緊急施工工事の実績点の全ての実績を有していても合計で2点上限とする。

また、技術点の上限は21点とする。（別表1及び別表2参照）

### (3) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、過去の工事成績評定通知書（公社及び東京都の発注工事（局発注、公営企業局発注を含む）のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、下表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点	
0点以上	20点未満	0
20点以上	30点未満	1
30点以上	40点未満	2
40点以上	50点未満	3
50点以上	55点未満	4
55点以上	60点未満	5
60点以上	62.5点未満	6
62.5点以上	65点未満	7
65点以上	67.5点未満	8
67.5点以上	70点未満	9
70点以上	72.5点未満	10
72.5点以上	75点未満	11
75点以上	80点未満	12
80点以上	100点以下	13

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日（注2）の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てを行い小数第1位とする。

完了した工事が3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。

工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定の低いものを優先する。

ただし、工事成績評定通知書の総評定点が 60 点未満のものは、当該総評定点を 0 点として算定する。

(注 2) 「基準日」とは、各四半期の初日（4月 1 日、7月 1 日、10月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

#### (4) 企業の優良工事表彰の実績点の算定方法

① 企業の優良工事表彰の実績点は 1 点満点とし、競争入札参加者が、入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、優良工事として表彰された実績を 1 件以上有する場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。

② 優良工事として表彰された実績は、公社及び東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。

③ 当該発注工事が建設共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。  
その区分の及び算定は、次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の有無	企業の優良工事表彰の実績点
あり	1
なし	0

#### (5) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3 点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の業種について、一級技術者（建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合に 3 点、二級技術者（建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合に 2 点、その他の技術者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合に 1 点とする。

複数の資格を持つ場合には、上位の資格 1 つについてのみ評価する。

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

一級技術者	3 点
二級技術者	2 点
その他の技術者	1 点

#### (6) 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定技術者の実績点は、2 点満点とし、一般財団法人日本建設情報総合センターの CORINS に登録された同種工事について、配置予定技術者が、監理技術者として関わった場合に 2 点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に 1.5 点、担当技術者として関わった場合に 1 点、CORINS に登録された類似工事について、配置予定技術者が、監理技術者とし

て関わった場合に 1.5 点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に 1 点、担当技術者として関わった場合に 0.5 点、とする。同種工事及び類似工事とは下記のとおりとする。

同種工事：コンクリート構造物工事 電線共同溝工事 施工延長 490m以上

類似工事：コンクリート構造物工事 電線共同溝工事 施工延長 150m以上

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

	担当した役割			
	監理技術者	主任技術者 又は現場代理人	担当技術者	なし
同種工事(案件毎に指定)	2 点	1.5 点	1 点	0 点
類似工事(案件毎に指定)	1.5 点	1 点	0.5 点	0 点

(7) 災害協定等の実績点及び単価契約工事又は緊急施工工事の実績点の算定方法

- ① 災害協定締結の実績点は、1 点満点とし、技術点の評価対象として定めた災害協定を競争入札参加者が入札参加申込みの時点で 1 件以上提出している場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。その区分の及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無（災害協定）	災害協定締結の実績点
1 件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書の写し及び当該団体に属することを示す資料の写しを提出する。

- ② 協力承諾書締結の実績点は、1 点満点とし、技術点の評価対象として定めた協力承諾書を競争入札参加者が入札参加申込みの時点で 1 件以上締結している場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。その区分の及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無（協力承諾書）	協力承諾書締結の実績点
1 件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する協力承諾書の写しを提出する。

- ③ 単価契約工事又は緊急施工工事の実績点は、競争入札参加者が、基準日の 5 年前の日から起算して 5 年の間に、道路維持など施設維持に係る単価契約工事を完了した実績又は災害時における緊急施工工事を完了した実績を 1 件以上有する場合は 1 点、それ以外の場合は 0 点とする。

なお、道路維持など施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施工工事については、公社又は東京都の発注工事を対象とする。その区分の及び算定は、次表のとおりである。

単価契約工事又は緊急施工工事の実績	単価契約工事又は緊急施工工事の実績点
1 件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する協力承諾書の写しを提出する。

### 3 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へ工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点の合計は、変更前の技術者が保有する資格・実績点の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合にあっても、変更後の技術者の保有する資格・実績点が変更前の技術者の保有する資格・実績点未満の場合は、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うものとともに、本工事の工事成績評定点を減点することがある。

### 4 その他留意事項

- (1) 提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

別表 1

		評価項目	評価点	満点（点）	備考
技術点	企業の施工能力	過去の工事成績評定	工事成績評価点	13	19
		企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	1	
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
		配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	2	
	企業の信頼性・社会性	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	2
			協力承諾書締結の実績点	1	
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1	

別表 2

協定名等	対象業種	協会名
・災害時における応急対応業務に関する協定（基本協定） ※災害時における応急対応業務に関する細目協定	一般土木工事 道路舗装工事 橋りょう工事	(一社) 東京建設業協会 (一社) 日本道路建設業協会 (一社) 東京都中小建設業協会 (一社) 南多摩建設業協会 (一社) 北多摩建設業協会 西多摩建設業協同組合
・協力承諾書	一般土木工事 道路舗装工事	各企業 (協力承諾書)

※算定の根拠資料として提出する協定書の写しについては、各細目協定の写しとする。